

○水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則

平成16年 3月24日

水戸市規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年水戸市条例第45号。以下「条例」という。）第23条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(適用除外)

第2条 条例第3条第2項第1号に規定する規則で定める法令又は条例の規定による許可、認可等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認
- (2) 採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定による認可
- (3) 森林法（昭和26年法律第249号）第34条第2項（第44条において準用する場合を含む。）の規定による許可
- (4) 道路法（昭和27年法律第180号）第24条の規定による承認並びに同法第32条第1項及び第91条第1項の規定による許可
- (5) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第76条第1項の規定による許可
- (6) 都市公園法（昭和31年法律第79号）第6条第1項の規定による許可
- (7) 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第18条第1項の規定による許可
- (8) 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可
- (9) 河川法（昭和39年法律第167号）第24条、第25条、第26条第1項、第27条第1項、第55条第1項、第57条第1項、第58条の4第1項及び第58条の6第1項の規定による許可
- (10) 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定による認可
- (11) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定による許可
- (12) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第66条第1項の規定による許可
- (13) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第7条第1項の規定による許可
- (14) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第15条の2第1項の規定による許可
- (15) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項及び第15条第1項の規定による許可
- (16) 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第14条第1項の規定による許可
- (17) 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第8条第1項の規定による許可
- (18) 土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第1項の規定による許可
- (19) 水戸市法定外公共物管理条例（平成15年水戸市条例第44号）第4条第1項の規定による許可

- 2 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める者は、次の各号に掲げる者とする。
- (1) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第10条第1項の規定による認可を受けた土地改良区及び同法第77条第2項の規定による認可を受けた土地改良区連合
 - (2) 土地区画整理法第14条第1項の規定による認可を受けた土地区画整理組合
 - (3) 地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に基づき設立された地方住宅供給公社
 - (4) 地方道路公社法（昭和45年法律第82号）に基づき設立された地方道路公社
 - (5) 公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第10条第2項の規定による認可を受けた土地開発公社
 - (6) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
 - (7) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人
 - (8) 日本下水道事業団
 - (9) 東日本高速道路株式会社
 - (10) 国又は地方公共団体がその資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人であつて、土壌の汚染及び災害の防止について国又は地方公共団体と同等以上の能力があると市長が確認したもの
- 3 条例第3条第2項第4号に規定する規則で定める土地の埋立て等は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 土壌汚染対策法第7条第1項第1号に規定する実施措置として行う土地の埋立て等
 - (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第10条の3第2号に規定する指定を受けた者が行う土地の埋立て等（当該指定に係る再生利用のために行うものに限る。）
 - (3) 災害のために必要な応急措置として行われる土地の埋立て等
 - (4) 運動場、駐車場その他の施設の本来の機能を保全するために行う土地の埋立て等
 - (5) 建設発生土（建設工事に伴い副次的に得られた土（泥土を含む。）をいう。）を再生利用に適した土に改良するための施設で、必要な設備を有すると市長が確認したものにおける当該改良に必要と認められる土の堆積
 - (6) 建設工事等のために一時的（30日以内に限る。）に行う土砂等の堆積
 - (7) 建設工事等のために30日を超えて行う土砂等の堆積であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの
 - ア 土砂等を堆積する区域の面積（隣接地において、当該土砂等の堆積を行う日前1年以内若しくは現に、この号に該当する土砂等の堆積が行われている場合において、当該土砂等の堆積を行う者と当該隣接地において土砂等の堆積を行い、若しくは行っている者が同一であるとき、又は当該土砂等の堆積を行う土地の所有者と当該隣接地の所有者が同一であるときは、当該土砂等の堆積区域の面積と当該隣接地における土砂等の堆積区域の面積とを合算した面積）が300

平方メートル未満であること。

イ 当該堆積に用いる土砂等が茨城県内で発生したものであり、当該土砂等の発生場所から直接搬入されるものであること。

ウ 別表第2第1項から第7項までの規定による技術上の基準に適合していること。

(8) 業として土砂等の販売を行う者がその店舗（建物の種類が店舗として登記されているものに限る。）又は当該店舗の敷地内において販売を目的として行う土砂等の堆積

(9) 農地法（昭和27年法律第229号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可を受けた土地において行う土地の埋立て等であって、埋立て等区域の面積（隣接地において、当該土地の埋立て等を行う日前1年以内にこの号に該当する土地の埋立て等が行われ、若しくは現に行われている場合において、当該土地の埋立て等を行う者と当該隣接地において土地の埋立て等を行った者若しくは行っている者が同一であるとき、又は当該土地の埋立て等を行う土地の所有者と当該隣接地の所有者が同一であるときは、当該埋立て等区域の面積と当該隣接地における埋立て等区域の面積とを合算した面積）が500平方メートル未満のもの

(10) 花壇、家庭菜園又は居住の用に供する土地の区域内の庭の造成又は維持、修繕等通常の管理行為として行う土地の埋立て等であって、埋立て等区域の面積（隣接地において、当該土地の埋立て等を行う日前1年以内にこの号に該当する土地の埋立て等が行われ、若しくは現に行われている場合において、当該土地の埋立て等を行う者と当該隣接地において土地の埋立て等を行った者若しくは行っている者が同一であるとき、又は当該土地の埋立て等を行う土地の所有者と当該隣接地の所有者が同一であるときは、当該埋立て等区域の面積と当該隣接地における埋立て等区域の面積とを合算した面積）が500平方メートル未満のもの

(11) 前各号に掲げるもののほか、市長が認める土地の埋立て等

（国等に準ずる法人の確認）

第2条の2 前条第2項第10号の規定による確認（以下この条において「確認」という。）を受けようとする法人は、土壌汚染等防止能力確認申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 定款及び商業登記法（昭和38年法律第125号）第10条第1項に規定する登記事項証明書（以下「商業登記登記事項証明書」という。）

(2) 直近の事業年度の事業報告書、財産目録、損益計算書及び貸借対照表

(3) 過去5年以内に条例又は他の地方公共団体が定める土砂等による土地の埋立て等の規制に関する規定に基づく許可を受けて行った土地の埋立て等に係る許可証又は許可を受けたことを証明する書類の写し

(4) 当該法人に計量法（平成4年法律第51号）第122条第1項の規定により登録された計量士のうち濃度に係る者（以下「環境計量士」という。）が所属することを証する書面

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、確認をするときは土壌汚染等防止能力確認書（様式第1号の2）を当該申請をした者に交付するものとする。

3 確認の有効期間は、6か月とする。

（許可申請）

第3条 条例第7条第2項に規定する申請書は、土地の埋立て等許可申請書（様式第1号の3）とする。

2 条例第7条第2項第12号に規定する規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 条例第14条に規定する者（以下「施工管理者」という。）の氏名及び電話番号

(2) 条例第7条第2項の規定による申請をする者（以下「申請者」という。）が個人である場合にあっては、その生年月日及び本籍

(3) 申請者が条例第8条第5号テに規定する未成年者である場合にあっては、その法定代理人の氏名、生年月日、本籍及び住所（法定代理人が法人である場合にあっては、名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者及び役員の氏名、生年月日、役職名、本籍及び住所）

(4) 申請者が法人である場合にあっては、役員の氏名並びに代表者及び役員の生年月日、役職名、本籍及び住所

(5) 申請者が法人である場合において発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（以下「特定株主等」という。）があるときは、特定株主等の氏名、生年月日、本籍、住所並びに保有する株式の数及び発行済株式総数に占める保有する株式の割合又は出資の金額及び当該法人の出資の額に占める出資の割合（以下「保有株式数等」という。）（法人にあっては、名称、代表者及び役員の氏名並びに保有株式数等）

(6) 次条第8項に規定する使用人がある場合にあっては、その氏名、生年月日、役職名、本籍及び住所

3 条例第7条第3項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 住民票の写し（法人にあっては、商業登記登記事項証明書）及び印鑑登録証明書

(2) 申請者が個人である場合にあっては、申請者が条例第8条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び同号イに該当しない旨の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の証明書

(3) 申請者が条例第8条第5号アからニまでに該当しない者であることを誓約する書面

(4) 申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、その法定代理人の住民票の写し及び条例第8条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び同号イに該当しない旨の市町村の長の証明書（以下「住民票の写し等」という。）（法人にあっては、商業登記登記事項証明書並びに代表者及び役員の住民票の写し等）

(5) 申請者が法人である場合にあっては、その役員の住民票の写し等

- (6) 特定株主等がある場合にあつては、その住民票の写し（法人にあつては、商業登記登記事項証明書）
- (7) 次条第8項に規定する使用人がある場合にあつては、その使用人の住民票の写し等
- (8) 埋立て等区域の土地所有者の一覧
- (9) 埋立て等区域の土地に係る不動産登記法（平成16年法律第123号）第119条に規定する登記事項証明書及び同法第14条第1項の地図又は同条第4項の地図に準ずる図面の写し
- (10) 埋立て等区域の付近の見取図
- (11) 埋立て等区域の現況平面図，計画平面図，現況断面図，計画断面図，雨水排水計画図及び面積計算書
- (12) 埋立て等区域の土地の使用権原を証する書面
- (13) 他の者に土地の埋立て等を請け負わせる場合にあつては、当該請負の契約書の写し
- (14) 施工管理者を指定したことを証する書面
- (15) 土砂等発生場所等証明書（様式第2号）（土砂等を発生させる者が記載したものに限る。）
- (16) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入計画（様式第3号）
- (17) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生から埋立て等までの関係者一覧（様式第4号）
- (18) 土地の埋立て等に用いる土砂等の搬入経路図
- (19) 土地の埋立て等に用いる土砂等の発生の場所（以下「土砂等発生場所」という。）の位置図，現況平面図，計画平面図，現況断面図，計画断面図，面積計算書及び土量計算書
- (20) 土砂等発生場所においてボーリング試験を実施した場合にあつては、土質柱状図
- (21) 土砂等発生場所において行った土壌の調査に係る次に掲げる書類
 - ア 土壌調査試料採取調書（様式第5号）
 - イ 地質分析結果証明書（様式第6号）（環境計量士が発行したものに限る。）
 - ウ 土壌の調査に用いた土砂等を採取した地点の位置図及び写真
- (22) 土地の埋立て等に用いる土砂等の予定容量計算書
- (23) 擁壁を設置する場合にあつては、当該擁壁の構造計画，応力算定及び断面算定を記載した構造計算書
- (24) 土地の埋立て等が法令等に基づく許認可等（条例第7条第1項又は第10条第1項の規定による許可を除く。以下この号において同じ。）を要するものである場合にあつては、当該土地の埋立て等について当該法令等に基づく許認可等を受けたことを証する書類
- (25) 埋立て等区域が3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満である場合にあつては、埋立て等区域の地盤の支持力及び沈下に対する抵抗力について行った試験の結果に関する書類
- (26) 条例を遵守する旨の誓約書
- (27) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの
（許可の基準）

- 第4条 条例第8条第1号に規定する規則で定める基準は、建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（平成3年建設省令第19号）別表第1に規定する第1種建設発生土、第2種建設発生土又は第3種建設発生土（土にセメント又は石灰を混合し、安定処理をしたものを除く。）で、別表第1に定める基準に適合する土砂等であることとする。
- 2 条例第8条第2号に規定する規則で定める物質及び規則で定める基準は、別表第1の2に定めるとおりとする。
- 3 条例第8条第2号の2ただし書に規定する規則で定める土地の埋立て等は、学術研究の用に供する土地の埋立て等であって、茨城県外において発生する土砂等を用いる必要があるものとする。
- 4 条例第8条第4号に規定する規則で定める技術上の基準は、別表第2に定めるとおりとする。
- 5 条例第8条第5号に規定する規則で定める基準は、別表第3に定めるとおりとする。
- 6 条例第8条第5号アに規定する規則で定める者は、土地の埋立て等を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
- 7 条例第8条第5号エ（ア）に規定する生活環境の保全を目的とする法令又は条例で規則で定めるものは、次の各号に掲げる法令及び条例とする。
- (1) 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
 - (2) 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
 - (3) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
 - (4) 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
 - (5) 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
 - (6) 振動規制法（昭和51年法律第64号）
 - (7) 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
 - (8) ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
 - (9) ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）
 - (10) 茨城県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和61年茨城県条例第3号）
 - (11) 茨城県生活環境の保全等に関する条例（平成17年茨城県条例第9号）
 - (12) 水戸市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（令和元年水戸市条例第22号）
- 8 条例第8条第5号ク、タ、ト及びナの規則で定める使用人は、申請者の使用人で次の各号に掲げる者とする。
- (1) 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）の事業の主任者
 - (2) 前号に掲げるもののほか、土地の埋立て等に係る契約を締結する権限を有する者（許可等の決定）
- 第5条 市長は、条例第7条第1項の許可申請があつたときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をしたときは、土地の埋立て等許可（不許可）通知書（様式第7号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(変更の許可等)

第6条 条例第10条第1項の規定による変更の許可は、土地の埋立て等変更許可申請書(様式第8号)に第3条第3項各号に掲げる書類(当該変更に係るものに限る。)を添えて行わなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、許可又は不許可の決定をしたときは、土地の埋立て等変更許可(不許可)通知書(様式第9号)により、当該申請をした者に通知するものとする。

3 条例第10条第3項の規定による届出は、土地の埋立て等変更届出書(様式第10号)に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて行わなければならない。

(1) 住所又は氏名の変更をしたとき 住民票の写し

(2) 法人の主たる事務所の所在地又は名称を変更したとき 商業登記登記事項証明書

(3) 法人の代表者の氏名を変更したとき 商業登記登記事項証明書及び法人の代表者の住民票の写し

(4) 法定代理人を変更したとき 変更後の法定代理人の住民票の写し等(法人にあっては、商業登記登記事項証明書並びに代表者及び役員住民票の写し等)

(5) 法人の代表者又は役員を変更したとき 商業登記登記事項証明書及び変更後の法人の代表者又は役員住民票の写し等

(6) 特定株主等を変更したとき 商業登記登記事項証明書及び変更後の特定株主等住民票の写し(法人にあっては、その商業登記登記事項証明書)

(7) 第4条第8項に規定する使用人を変更したとき 変更後の使用人住民票の写し等

(8) 施工管理者を変更したとき 変更後の施工管理者に係る第3条第3項第14号に掲げる書類(着手の届出等)

第7条 条例第12条第1項の規定による届出は、土地の埋立て等着手等届出書(様式第11号)により行わなければならない。

(地位の承継)

第8条 条例第13条第2項の規定による届出は、地位承継届出書(様式第12号)に次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 事業者の地位の承継の事実を証する書類

(2) 事業者の地位を承継した者(以下「事業承継者」という。)に係る第3条第3項第1号及び第3号に掲げる書類

(3) 事業承継者が個人である場合にあつては、条例第8条第5号アに該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類及び同号イに該当しない旨の市町村の長の証明書

(4) 事業承継者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあつては、その法定代理人の住民票の写し等(法人にあっては、商業登記登記事項証明書並びに代表者及び役員住民票の写し等)

- (5) 事業承継者が法人である場合にあつては、役員の住民票の写し等
- (6) 特定株主等がある場合にあつては、住民票の写し（法人にあつては、商業登記登記事項証明書）
- (7) 第3条第3項第26号に掲げる書類

（標識）

第9条 条例第15条の規則で定める事項及び同条の標識の様式は、土地の埋立て等に関する標識（様式第13号）に定めるとおりとする。

（帳簿等の記載事項）

第10条 条例第16条第1項の規則で定める事項及び同項の帳簿の様式は、土地の埋立て等施工管理台帳（様式第14号）に定めるとおりとする。

2 条例第16条第2項の規則で定める事項及び同項の報告書の様式は、土地の埋立て等状況報告書（様式第15号）に定めるとおりとする。

3 条例第16条第2項の規則で定める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 土地の埋立て等施工管理台帳の写し
- (2) 報告に係る期間の末日における埋立て等区域の現況平面図
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（土壌の調査方法）

第11条 条例第17条の規定による土壌の調査は、次の各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) 土砂等は、埋立て等区域の面積が3,000平方メートル未満の場合にあつては埋立て等区域において市の職員が指定する4か所、3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合にあつては埋立て等区域を2に等分したそれぞれの区域において市の職員が指定する4か所から同量を採取すること。
- (2) 土壌の調査のための試料は、前号の規定により採取した土砂等を混合したもの（埋立て等区域を2に等分した場合にあつては、等分した区域ごとに採取した土砂等を混合したもの）とすること。
- (3) 前号の試料について、別表第1の2の左欄に掲げる物質ごとに同表の右欄に掲げる測定方法により測定を行うこと。

2 前項の土壌の調査のための費用は、土地の埋立て等を行う者の負担とする。

3 条例第17条の規定による報告は、土壌調査結果報告書（様式第16号）に第3条第3項第21号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（書類の備付け及び閲覧）

第12条 条例第18条に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 土地の埋立て等許可（不許可）通知書（条例第10条第1項の規定による変更の許可を受けた場合にあつては、土地の埋立て等許可（不許可）通知書及び土砂等による土地の埋立て等変更許可

(不許可) 通知書) の写し

(2) 第3条第3項第3号, 第8号, 第9号, 第11号及び第16号から第18号までに掲げる書類

(3) 土地の埋立て等着手等届出書の写し

(4) 土地の埋立て等状況報告書の写し

(5) 土壌調査結果報告書の写し

(6) 前各号に掲げるもののほか, 市長が必要と認める書類

(中止命令等)

第13条 条例第19条第1項の規定による中止の命令又は同条第2項若しくは第20条の規定による停止の命令は, 中止(停止)命令書(様式第17号)により行うものとする。

2 条例第19条の規定による措置命令は, 措置命令書(様式第18号)により行うものとする。

(許可の取消し)

第14条 条例第20条の規定による許可の取消しは, 土地の埋立て等許可取消通知書(様式第19号)により行うものとする。

(公表の方法)

第14条の2 条例第20条の2の規定による公表は, 市のホームページへの掲載その他適切な方法により行うものとする。

2 条例第20条の2の規定による公表は, 次の各号に掲げる事項について行うものとする。

(1) 条例第20条の2第1号又は第2号に該当する者の氏名又は名称

(2) 条例第20条の2第1号又は第2号に該当する者の住所又は主たる事務所若しくは事業所の所在地

(3) 条例第20条の2第1号に該当する者に係る違反又は同条第2号に該当する者に係る許可の取消しの事実

(4) 前3号に掲げるもののほか, 市長が必要と認める事項

(身分証明書)

第15条 条例第22条第3項に規定する証明書は, 身分証明書(様式第20号)とする。

(書類の提出部数)

第16条 条例及びこの規則に基づき提出する書類の部数は, 2部とする。

(補則)

第17条 この規則で定めるもののほか, 必要な事項は, 別に定める。

付 則

この規則は, 平成16年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年11月8日規則第67号)

この規則は, 公布の日から施行する。

付 則 (平成19年9月26日規則第61号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前にこの規則による改正前の水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定によりされた手続その他の行為は、この規則による改正後の水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の規定によりされた手続きその他の行為とみなす。

付 則 (平成23年9月26日規則第33号)

- この規則中第2条第2項第1号の改正規定は公布の日から、同項第4号の改正規定は平成23年10月1日から施行する。

付 則 (平成27年3月18日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この要項は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項第19号の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の日前に作成した各様式用の紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則 (平成28年3月31日規則第34号) 抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 処分又は不作為についての不服申立てであって、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前にされた処分又は施行日前にされた申請に対する不作為に係るものについては、なお従前の例による。
- 4 施行日前に作成した各様式用の紙は、施行日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則 (平成28年12月28日規則第82号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第3条、第4条第1項から第4項まで、第5条、第6条第1項及び第2項、別表第1から別表第3まで並びに様式第1号から様式第9号までの規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後になされる水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(以下「条例」という。)第1条に規定する土地の埋立て等(以下「土地の埋立て等」という。)の許可(許可に係る事項(施行日前に受けた許可に係る事項を除く。)の変更の許可を含む。)の申請につい

て適用し、施行日前になされた土地の埋立て等の許可（当該許可に係る事項の変更の許可を含む。）の申請については、なお従前の例による。

- 3 改正後の第6条第3項、第7条及び第8条並びに様式第10号から様式第12号までの規定は、施行日以後に届出事由が生じた場合の届出について適用する。
- 4 改正後の第9条及び様式第13号の規定は、施行日以後に許可を受けた土地の埋立て等について適用し、施行日前に許可を受けた土地の埋立て等については、なお従前の例による。
- 5 改正後の第10条第1項及び様式第14号の規定は、施行日以後の施工管理について適用し、施行日前の施工管理については、なお従前の例による。
- 6 施行日前になされた土壌の調査については、改正後の第11条、別表第1の2、様式第5号、様式第6号及び様式第16号の規定は適用せず、改正前の第11条、別表第1及び様式第11号の規定は、施行日以降も、なおその効力を有する。

付 則（平成29年3月31日規則第31号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の別表第1の2及び様式第6号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年水戸市条例第45号。以下「条例」という。）第1条に規定する土地の埋立て等（以下「土地の埋立て等」という。）の許可（許可に係る事項（施行日前に受けた許可に係る事項を除く。）の変更の許可を含む。）の申請について適用し、施行日前になされた土地の埋立て等の許可（当該許可に係る事項の変更の許可を含む。）の申請については、なお従前の例による。
- 3 施行日前になされた条例第17条の規定による土壌の調査については、改正後の別表第1の2及び様式第6号の規定は適用せず、改正前の別表第1の2及び様式第6号の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

付 則（令和元年6月28日規則第5号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和元年7月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日前に作成した様式第6号の用紙は、同日以後においても、当分の間、所要の補正を行い、使用することができる。

付 則（令和2年9月28日規則第175号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。
（経過措置）

- 2 改正後の別表第1の2及び様式第6号の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後になされる水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年水戸市条例第45号。以下「条例」という。）第1条に規定する土地の埋立て等（以下「土地の埋立て等」という。）の許可（許可に係る事項（施行日前に受けた許可に係る事項を除く。）の変更の許可を含む。）の申請について適用し、施行日前になされた土地の埋立て等の許可（当該許可に係る事項の変更の許可を含む。）の申請については、なお従前の例による。
- 3 施行日前になされた条例第17条の規定による土壌の調査については、改正後の別表第1の2及び様式第6号の規定は適用せず、改正前の別表第1の2及び様式第6号の規定は、同日以後も、なおその効力を有する。

付 則（令和2年12月23日規則第189号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前に改正前の第2条第1項第20号に掲げる届出のあった土採取計画に係る水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年水戸市条例第45号。以下「条例」という。）第1条に規定する土地の埋立て等（以下「土地の埋立て等」という。）については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に改正前の第2条第3項第5号に掲げる土砂等の堆積を行っていた者が施行日以後に引き続き当該土砂等の堆積と同一の目的のために行う土砂等の堆積については、なお従前の例による。
- 4 改正後の別表第1の2及び様式第6号の規定は、施行日以後になされる土地の埋立て等の許可（許可に係る事項（施行日前に受けた許可に係る事項を除く。）の変更の許可を含む。）の申請について適用し、施行日前になされた土地の埋立て等の許可（当該許可に係る事項の変更の許可を含む。）の申請については、なお従前の例による。
- 5 施行日前になされた条例第17条の規定による土壌の調査については、改正後の別表第1の2及び様式第6号の規定は適用せず、改正前の別表第1の2及び様式第6号の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。

付 則（令和5年6月22日規則第69号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和5年7月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定、第4条の改正規定（第2項の次に1項を加える部分を除く。）、第6条第3項第7号及び第8条第3号の改正規定並びに第14条の次に1条を加える改正規定並びに様式第1号の3及び様式第12号の改正規定は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に行われている改正前の第2条第1項第5号若しくは同項第22号に掲げる

許可又は同項第20号に掲げる届出に係る土地の埋立て等（水戸市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成15年水戸市条例第45号）第1条に規定する土地の埋立て等をいう。以下同じ。）については、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から1月を経過する日までの間は、なお従前の例による。

3 改正後の別表第2の規定は、施行日以後になされる土地の埋立て等の許可（許可に係る事項（施行日前に受けた許可に係る事項を除く。）の変更の許可を含む。）の申請に係る施工に関する計画について適用し、施行日前になされた土地の埋立て等の許可（当該許可に係る事項の変更の許可を含む。）の申請に係る施工に関する計画については、なお従前の例による。

別表第1（第4条関係）

（平28規則82・追加）

項目	基準値	測定方法
水素イオン濃度指数	4以上9未満	地盤工学会基準JGS0211—2009に定める土懸濁液のpH試験方法
備考 市長は、特別の理由があると認めるときは、基準値を緩和させることができる。		

別表第1の2（第4条，第11条関係）

（平17規則67・一部改正，平28規則82・旧別表第1繰下・一部改正，平29規則31・令元規則5・令2規則175・令2規則189・一部改正）

物質名	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと	規格K0102の38（規格K0102の38.1.1及び38の備考11を除く。）に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表1に掲げる方法
有機 ^{リン} 燐	検液中に検出されないこと	昭和49年環境庁告示第64号付表1に掲げる方法又は規格K0102の31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの（メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法）
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格K0102の65.2（規格K0102の65.2.7を除く。）に定める方法（規格K0102の65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格K0170—7の7のa）又はb）に定める操作を行うものとする。）

ひ素	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下、かつ、埋立 て等の用に供する場所の土 地利用目的が農用地(田に限 る。)である場合にあつては、 試料 1 キログラムにつき 15 ミリグラム未満	検液中濃度に係るものにあつては規格K0102の61に定 める方法、農用地に係るものにあつては、農用地土壤 汚染対策地域の指定要件に係る ^ひ 砒素の量の検定の方 法を定める省令(昭和50年総理府令第31号)に規定す る方法
総水銀	検液 1 リットルにつき 0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表 3 及び昭和49年環境 庁告示第64号付表 3 に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと	昭和46年環境庁告示第59号付表 4 に掲げる方法
銅	埋立て等の用に供する場所 の土地利用目的が農用地(田 に限る。)である場合にあつ ては、試料 1 キログラムにつ き 125ミリグラム未満	農用地土壤汚染対策地域の指定要件に係る銅の量の 検定の方法を定める省令(昭和47年総理府令第66号) に規定する方法
ジクロロメタン	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	規格K0125の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	規格K0125の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方 法
クロロエチレン(別 名塩化ビニル又は 塩化ビニルモノマ ー)	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	平成 9 年環境庁告示第10号付表に掲げる方法
1, 2-ジクロロエ タン	検液 1 リットルにつき 0.004 ミリグラム以下	規格K0125の 5.1, 5.2, 5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1, 1-ジクロロエ チレン	検液 1 リットルにつき 0.1ミ リグラム以下	規格K0125の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1, 2-ジクロロエ チレン	検液 1 リットルにつき 0.04 ミリグラム以下	シス体にあつては規格K0125の 5.1, 5.2 又は 5.3.2 に定 める方法、トランス体にあつては規格K0125の 5.1, 5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1, 1, 1-トリク ロエタン	検液 1 リットルにつき 1 ミ リグラム以下	規格K0125の 5.1, 5.2, 5.3.1, 5.4.1 又は 5.5 に定める方 法

1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
トリクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格K0125の5. 1, 5. 2, 5. 3. 1, 5. 4. 1又は5. 5に定める方法
1, 3-ジクロロプロペン	検液 1 リットルにつき 0.002 ミリグラム以下	規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 1に定める方法
チウラム	検液 1 リットルにつき 0.006 ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 5 に掲げる方法
シマジン	検液 1 リットルにつき 0.003 ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	検液 1 リットルにつき 0.02 ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格K0125の5. 1, 5. 2又は5. 3. 2に定める方法
セレン	検液 1 リットルにつき 0.01 ミリグラム以下	規格K0102の67. 2, 67. 3又は67. 4に定める方法
ふっ素	検液 1 リットルにつき 0.8 ミリグラム以下	規格K0102の34. 1 (規格K0102の34の備考 1 を除く。) 若しくは34. 4 (妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては, 蒸留試薬溶液として, 水約200ml に硫酸10ml, リン酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し, 水を加えて 1, 000mlとしたものを用い, 規格K0170—6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) に定める方法又は規格K0102の34. 1. 1c) (注(2)第3文及び規格K0102の34の備考 1 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては, これを省略することができる。) 及び昭和46年環境庁告示第59号付表 7 に掲げる方法
ほう素	検液 1 リットルにつき 1 ミリグラム以下	規格K0102の47. 1, 47. 3又は47. 4に定める方法

1, 4-ジオキサン	検液 1 リットルにつき0.05 ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表 8 に掲げる方法
土壌の水素イオン 濃度指数を過度に 低下又は上昇させ る物質	水素イオン濃度指数 4 以上 9 未満	地盤工学会基準JGS0211—2009に定める土懸濁液のpH 試験方法
備考		
<p>1 基準値のうち検液中濃度に係るものにあつては、土壌の汚染に係る環境基準について（平成3年環境庁告示第46号）別表の付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。</p> <p>2 基準値の欄中「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>3 有機^{りん}とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPPNをいう。</p> <p>4 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1, 5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p> <p>5 土壌の水素イオン濃度指数を過度に低下又は上昇させる物質については、市長は、特別の理由があると認めるときは、その基準値を緩和させることができる。</p>		

別表第2（第2条、第4条関係）

（平27規則12・平28規則82・一部改正）

技術上の基準

- 1 土地の埋立て等を行う期間は、保安施設等の設置及び撤去に要する期間を含めて、原則として当該土地の埋立て等に着手した日から6か月以内とすること。ただし、堆積の場合にあつては、3か月以内とすること。
- 2 土地の埋立て等の区域の地盤にすべりやすい土質の層があるときは、すべりが生じないように杭打ち、土の置換えその他の措置を講ずること。
- 3 著しく傾斜している土地において土地の埋立て等を行う場合にあつては、当該土地の埋立て等を行う前の地盤と当該土地の埋立て等に用いる土砂等との接する面がすべり面とならないように、当該地盤の斜面に段を設ける等必要な措置を講ずること。
- 4 土地の埋立て等の高さ（埋立て等により生じたのり面の最下部（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁の上端）と最上部の高低差をいう。）は、2.5メートル（埋立てにおいて地盤の安定計算により安全が確認された場合にあつては、市長が適当と認める高さ）以下とすること。
- 5 土地の埋立て等ののり面（擁壁を用いる場合にあつては、当該擁壁部分を除く。）の勾配は、垂直1メートルに対して水平距離1.8メートル（土地の埋立て等の高さが5メートルを超える高さにあつては、垂直1メートルに対する水平距離2.0メートル）以上の勾配となっていること。

- 6 擁壁を用いる場合にあっては、当該擁壁の構造は、宅地造成等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第6条から第10条までの規定に適合するものとする。
- 7 埋立て等区域に隣接する土地に道路、水路又は建築物の用に供する土地がある場合にあっては、これらの土地の境界と当該埋立て等区域との間隔について、土地の埋立て等の高さに相当する長さ確保する措置が講じられていること。
- 8 土地の埋立て等の高さが5メートル以上のときは、高さ5メートルごとに幅1メートル以上の段を設け、当該段及びのり面には雨水等によるのり面の崩壊を防止するための排水溝を設けること。
- 9 土地の埋立て等の完了後において地盤のゆるみ、沈下又は崩壊が生じないように、原則直高30センチメートルごとに十分な敷きならし、締固めその他の措置を講ずること。ただし、この基準と同等の基準により土えん堤を設置する場合は、この限りでない。
- 10 のり面は、石張り、芝張り又はモルタルの吹付け等によって風化その他の浸食から保護する措置を講ずること。
- 11 土地の埋立て等の区域は、利用目的が明確である部分を除き、芝張り、植林その他土砂等の飛散防止のための措置を講ずること。

別表第3（第4条関係）

（平28規則82・一部改正）

生活環境の保全及び災害の防止に関する基準

1 管理体制

- (1) 土地の埋立て等を行うに当たっては、施工管理者が立会い、指示を行うものとする。
- (2) 土地の埋立て等の施工中において事故が発生した場合に備え、関係者及び関係機関への連絡体制を整備し、かつ、その連絡体制を作業従事者に十分周知徹底すること。

2 作業日及び作業時間

作業日及び作業時間は、原則として日曜日・祭日を除く日において周辺住民と協議して定めた日及び当該定めた日の9時から17時までとし、それ以外を行わないこと。

3 周辺環境対策

(1) 飛散・流出対策

- ア 粉じんの飛散を防止するため、散水設備、防じんカバー、表層の締固めその他の対策を講ずること。
- イ 土地の埋立て等の区域からの浸出水及び土砂等による水質の汚濁を生じさせないこと。
- ウ 土地の埋立て等の区域の雨水が適切に排水される設備を設けること。
- エ 土地の埋立て等の区域に外部からの雨水等の流入を防止することができる開きよその他の設備が設けられていること。また、隣接地に雨水等が滞水するおそれがある場合は、これを常時排水できる設備を設けること。

(2) 騒音・振動対策

ア 騒音については、騒音規制法（昭和43年法律第98号）に規定する特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準に準じ、騒音防止対策を講ずること。

イ 振動については、振動規制法（昭和51年法律第64号）に規定する特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準に準じ、振動防止対策を講ずること。

4 交通対策

(1) 道路に土砂等の搬入のための進入路を取り付ける場合は、あらかじめ道路管理者との協議を経て、他の交通の障害を生じさせないための措置及び埋立て等区域からの土砂等のまきだし等を防止するための措置を講ずること。

(2) 土砂等の搬入の経路となる道路が通学路に指定されているときは、水戸市教育委員会との協議を経て、登校時間帯において搬入車両の通行を禁止する等必要な措置を講ずること。

(3) 大型貨物自動車により土砂等を運搬する場合は、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）第4条に規定する土砂等運搬大型自動車以外の車両を使用しないこと。

(4) 土砂等を運搬する車両の最大積載量を超えて土砂等を積載しないこと。

(5) 前各号に掲げるもののほか、交通誘導員の配置、標識等の設置等必要な措置を講ずること。

5 安全対策

(1) 土地の埋立て等の区域の周囲は、人がみだりに立ち入ることを防止するための柵等を設けること。この場合において、当該柵等は、当該土地の埋立て等の状況を当該土地の埋立て等の区域外から容易に目視できる構造とすること。

(2) 出入口は原則として1カ所とし、施錠すること。

6 事故対策

(1) 周辺住民の生命及び財産に危害又は迷惑を及ぼさないよう当該土地の埋立て等の区域の状況を監視し、異常があるときは、速やかに必要な措置を講ずること。

(2) 周辺地域の工作物、水域、樹木及び地下水等に損失を与え、又はその機能を阻害することのないよう必要な措置を講ずること。

(3) 土地の埋立て等の区域が3,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合にあつては、土地の埋立て等を行う前に、次に掲げる事項について、それぞれ定める試験を1か所以上行い、その結果を速やかに報告すること。

ア 埋立て等区域の地盤の支持力 平板載荷試験、ボーリング試験、スウェーデン式サウンディング試験その他市長が適当と認める方法による試験

イ 埋立て等区域の沈下に対する抵抗力 室内土質試験、ボーリング試験、スウェーデン式サウンディング試験その他市長が適当と認める方法による試験